

# 「新宿区環境基本計画」を見直します

～ご意見をお寄せください

区では、16年1月に策定した「新宿区環境基本計画」の後期5年間(20年度～24年度)について、環境施策をめぐる状況の大きな変化を踏まえて見直します。

今回は、環境審議会からの答申を踏まえて作成した「新宿区環境基本計画改定素案」の概要をお知らせし、パブリック・コメント制度(意見公募)により皆様のご意見を伺います。

答申と素案の全文は、環境保全課・環境学習情報センター(西新宿2-11-4)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページの環境保全課のページでもご覧いただけます。

【問合せ】環境保全課環境推進係(本庁舎7階) ☎(5273)3763 へ。

## 新宿区環境基本計画改定素案の概要

現在の計画は、「みんなで作る快適なまち—新宿」を実現するため、まず基本目標を定め、基本目標ごとに個別目標を、そして個別目標ごとに個別の施策を掲げています。

見直し後もこの体系は変わりませんが、主に次の点を見直しました。

### ①地球温暖化対策の強化

現在の計画は4つの基本目標で構成されていますが、地球温暖化への対策が重要になっていることから、新たに基本目標5として「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を掲げます。

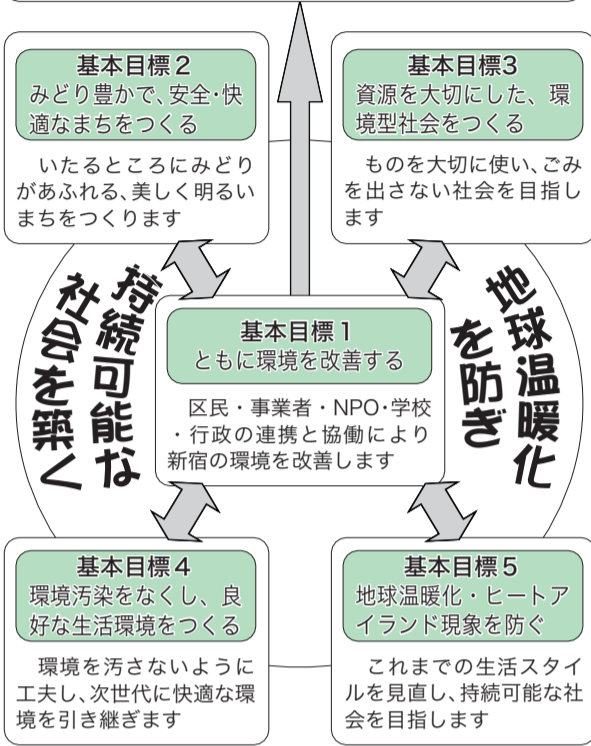
また、基本目標1～4でも、地球温暖化対策の視点を個別の施策にできる限り取り入れます。

### ②その他の見直し

時代の変化を踏まえて個別の施策をさまざまな視点から見直します。また、地域での取り組みの重要性を考慮して、計画の「実施主体」のひとつである「区民」に「地域社会」を加えます。さらに、計画の内容を各家庭・地域で実践できるよう、具体的な行動を盛り込みます。

## 見直し後の計画のイメージ

### みんなで作る快適なまち—環境都市・新宿



## 素案へのご意見をお寄せください ～パブリック・コメント制度

皆さんからいただいたご意見を参考に計画の見直しを進めます。ご意見には住所・氏名・年齢のほか、在勤・在学の方は勤務先または学校の名称を記入してください(氏名等の個人情報は公表しません)。



【提出先】10月26日(金)までに、環境保全課環境推進係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3763・☎(5273)4070へ郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページの環境保全課のページでも受け付けます。

## 中小企業向け制度融資 —10月から新設・拡充—

- 小規模企業特例資金を新設
- 小規模企業資金の利子補給を拡充
- ワーク・ライフ・バランス企業応援資金の対象を拡大

区では、区内中小企業の皆さんが経営に必要な事業資金を低金利で利用できるよう、金融機関への融資あっせんを行っています。経営の拡大・安定化、区内での創業等にご利用ください。

また、10月からの責任共有制度(※)の導入に合わせて「小規模企業特例資金」を新設するとともに「小規模企業資金」を拡充したほか、「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」の対象を拡大しましたのでご活用ください。

【問合せ】中小企業向け制度融資について…商工観光課 ☎(3344)0702、新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度について…男女共同参画・平和担当 ☎(5273)4088・子ども家庭課子ども家庭支援係 ☎(5273)4544、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」策定について…厚生労働省東京労働局雇用均等室 ☎(3512)1611へ。

### ●利用できる方【基本要件】

次のすべての要件を満たす中小企業者の方。①区内に本店(営業の本拠)があり、原則として同一事業を引き続き1年以上営業している(創業資金については区内に本店(営業の本拠)をおいて創業しようとする等)、②東京信用保証協会の保

証対象業種を営んでいる、③住民税・事業税を滞納していない  
※個人事業は、事業所(営業の本拠)または住民登録が1年以上区内にあれば対象となります。

### ●融資資金の新設・拡充

#### (1)小規模企業特例資金(新設)

10月からの責任共有制度(※)の導入に合わせて新設しました。全国統一の「小口零細企業保証制度」に基づき、信用保証協会が保証する融資を利用する場合は、同協会の100%保証付融資が利用できます。

【対象】上記基本要件のほか、次のすべての要件を満たす方。①従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下、②この資金融資を含めた全国の信用保証協会の保証付融資残高との合計が1,250万円以下

【貸付額】1,250万円以下  
【貸付期間】6年以内(据置期間6か月以内)  
【年利】2.1%以下(うち利子補給1.05%以下)

#### (2)小規模企業資金(拡充)

区内の小規模企業をさらに支援していくために、小規模企業資金の利子補給割合を年利の2分の1(1.05%)から、3分の2(1.4%)に拡大しました。

【対象】上記基本要件のほか、従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下の方

【貸付額】750万円以下  
【貸付期間】6年以内(据置期間6か月以内)  
【年利】2.1%以下(うち利子補給1.4%以下)

#### (3)ワーク・ライフ・バランス企業応援資金(拡充)

新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の開始に合わせ、対象を拡大します。

【対象】上記基本要件のほか、次のいずれかを満たす方。①新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づく申請書が新宿区に受理された企業、②「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働省東京労働局雇用均等室に届け出た企業

【貸付額】500万円以下  
【貸付期間】5年以内(据置期間6か月以内)  
【年利】2.1%以下(うち利子補給1.4%以下)

※責任共有制度…これまでは原則として融資額の全額を信用保証協会が保証していましたが、上記の「小規模企業特例資金」を除いて、基本的に金融機関も2割相当を負担することになりました。信用保証の利用に当たり、利用者の負担が増えることはありません。

融資の種類		貸付額	貸付期間 (うち据置期間)	年利 (利子補給)
商工業資金	運転資金	1,500万円以下	7年以内 (6か月以内)	2.1%以下 本人負担2.1%以下
	設備資金	2,000万円以下	9年以内 (6か月以内)	
	運転設備資金	2,000万円以下	7年以内 (6か月以内)	
ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	500万円以下	5年以内 (6か月以内)	2.1%以下 (1.4%以下) 本人負担0.7%以下	
環境保全資金	500万円以下	5年以内 (6か月以内)		
情報技術(IT)活用促進資金	500万円以下	5年以内 (6か月以内)		
小規模企業資金	750万円以下	6年以内 (6か月以内)	2.1%以下 (1.05%以下) 本人負担1.05%以下	
小規模企業特例資金	1,250万円以下	6年以内 (6か月以内)		
経営応援資金 (旧デフレ対策資金)	500万円以下	5年以内 (6か月以内)		
振興資産	運転資金	1,000万円以下	6年以内 (6か月以内)	2.1%以下 (1.05%以下) 本人負担1.05%以下
設備資金	1,500万円以下	8年以内 (6か月以内)		
運転設備資金	1,500万円以下	6年以内 (6か月以内)		
店舗改装資金	1,500万円以下	8年以内 (6か月以内)	2.0%以下(1.0%以下) 本人負担1.0%以下	
商工業年末特別資金 (11月30日(金)まで)	300万円以下	11か月以内 (1か月以内)		
創業資金	2,000万円以下	7年以内 (12か月以内)		

※信用保証協会の保証を利用した場合、信用保証料の区補助制度があります。「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」「環境保全資金」「商工業年末特別資金」は全額補助、その他の資金は限度額26万円で、2分の1を上限として補助します。

## 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度等説明会

区と東京都は「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」を支援するため、10月から認定制度など新たな制度を開始しました。制度の説明会を開催します。

【日時】10月16日(火)午後2時～4時  
【会場】BIZ新宿(西新宿6-8-2)

【対象】主に企業の経営者と人事労務担当者の方、80名  
【内容】講演「ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性等」(脇坂明・学習院大学経済学部教授)と「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」「東京都中小企業両立支援推進助成制度」の説明

【共催】東京都労働相談情報センター  
【申込み】電話またはファックス(住所・氏名(企業の方は会社名)・参加希望人数・電話番号を記入)で、10月12日(金)までに男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎(5273)4088・☎(3209)9947へ。先着順。